

長崎県大規模小売店舗立地法連絡調整会議設置要領

1. 目的

本会議は、大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出に際し、出店地周辺の生活環境の保持の観点から、県の総合的意見形成のために必要な協議を行う。

2. 組織

- (1) 会議は、委員長及び委員をもって組織する。
- (2) 委員長は、経営支援課長をもって充てる。
- (3) 委員は、別表1に掲げる職の者を充てる。
- (4) 委員会は、別表2に掲げる機関からオブザーバーとして職員の出席を求めることができる。オブザーバーは、委員会の会議において意見を述べることができる。

3. 委員会

- (1) 会議では、大規模小売店舗立地法に関する次の事項を協議する。
 - ① 大規模小売店舗立地法第8条による建物設置者に対する県意見案の検討
 - ② 大規模小売店舗立地法第9条による県の勧告案の検討
- (2) 会議は、委員長が召集し、議長を務める。
- (3) 委員長は、必要と判断した場合、構成員の中から必要な者のみ招集できるものとする。
- (4) 招集を受けた構成員は、会議に出席（代理出席を含む。）しなければならない。
- (5) やむを得ない事情により会議を開催できない場合、委員長は、事務局に指示し、委員に対して文書による協議を行うことで会議の開催に代えることができる。
- (6) 委員長は、上記（1）における協議事項の事前検討に際し、委員及び別表2に掲げる機関の長の中から必要な者に対して、届出者（建物設置者）より受理した届出内容に関する意見等の照会を行うものとする。また、委員及び別表2に掲げる機関の長は、協議事項の事前検討に係る意見等を述べることができる。

4. 幹事会

- (1) 会の事務を処理するため、幹事会を置く。
- (2) 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- (3) 幹事長は、経営支援課団体・商業振興担当参事をもって充てる。
- (4) 幹事長は、必要と判断した場合、構成員の中から必要な者のみ招集できるものとする。
- (5) 幹事は、別表3に掲げる職に掲げる者を充てる。
- (6) 幹事会は、別表2に掲げる機関からオブザーバーとして職員の出席を求めることができる。オブザーバーは、幹事会の会議において意見を述べることができる。
- (7) 幹事会は、大規模小売店舗立地法に関する次の事項を協議する。
 - ① 届出内容の「立地に伴う周辺地域の生活環境保全の観点」からの審査
 - ② 委員会議協議事項の事前協議
 - ③ 事前相談に対する指導内容の協議

- ④ 関係諸手続を整合的かつ合理的に進めるための連絡調整
- (8) 上記(7)②における事前協議について、次に掲げる全てに該当するものは、3
(1)における委員会の協議事項には該当しないものとし、幹事会の開催についても省略することができる。
- ① 市町からの意見等がないもの（意見等があった場合において、設置者からの回答が適切であると判断されるもの、又は回答の必要がないものを含む。また、以下②③における意見等があった場合についても同様の取り扱いとする。）
- ② 住民等からの意見がないもの
- ③ 委員から事前検討に係る意見等がないもの
- (10) 招集を受けた構成員は、会議に出席（代理出席を含む。）しなければならない。
- (11) やむを得ない事情により会議を開催できない場合、幹事長は、事務局に指示し、幹事に対して文書による協議を行うことで会議の開催に代えることができる。
5. 構成員の変更
- 委員長は、必要と判断した場合、構成員の変更（新規加入等）ができるものとする。
6. 専門家の出席
- 委員長及び幹事長は、会議に専門家の出席を求めることができる。
7. 事務局
- この会議の事務局は、経営支援課団体・商業振興担当におく。
8. その他
- (1) 本連絡調整会議は、平成12年4月21日に発足する。
- (2) (平成22年6月11日一部改正)
この要領は、平成22年6月11日から施行する。
- (3) (平成23年4月1日一部改正)
この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- (4) (平成26年4月1日一部改正)
この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- (5) (平成27年4月1日一部改正)
この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- (6) (平成28年4月1日一部改正)
この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- (7) (平成29年4月3日一部改正)
この要領は、平成29年4月3日から施行する。
- (8) (平成30年5月11日一部改正)
この要領は、平成30年5月11日から施行する。
- (9) (平成30年11月13日一部改正)
この要領は、平成30年11月13日から施行する。
- (10) (令和2年4月1日一部改正)
この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(11) (令和2年7月1日一部改正)

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

(12) (令和4年12月8日一部改正)

この要領は、令和4年12月8日から施行する。

(13) (令和5年5月8日一部改正)

この要領は、令和5年5月8日から施行する。

(14) (令和6年4月1日一部改正)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(15) (令和7年12月26日一部改正)

この要領は、令和7年1月5日から施行する。

別表1

部名等	委員
県民生活環境部	地域環境課長
	資源循環推進課長
産業労働部	経営支援課長
土木部	都市政策課長
	道路維持課長
	建築課長
県警察本部	交通規制課長

別表2

所属
国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所
水産部漁港漁場課

別表3

部名等	幹事
県民生活環境部	地域環境課 総括課長補佐
	資源循環推進課 総括課長補佐
産業労働部	経営支援課 団体・商業振興担当 参事
土木部	都市政策課 総括課長補佐
	道路維持課 総括課長補佐
	建築課 総括課長補佐
県警察本部	交通規制課 課長補佐